

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の改正内容の概要

改正趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う見直し。

主な内容

- まん延防止等重点措置の創設
 - 実施や終了の考え方
 - 重点措置区域における取組
 - ・飲食店に対する営業時間の短縮の要請
 - ・業種別ガイドラインの遵守の要請
 - ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等の住民への協力要請
 - ・イベント等の要件等を設定し、要件に沿った開催の要請等
- 予防接種の実施
- 感染症法の改正に伴う見直し

集中対策期間

～もう一段、感染を徹底して抑え込むために集中して取り組む施策～

対策期間

国内で緊急事態宣言が発令されている間

協力要請のポイント

地域を限定した要請

目標：新規感染者数が10万人あたり15人／週を下回る水準をめざす

地域を限定した期間

令和3年2月16日（火）～令和3年2月28日（日）

■ 感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内及び小樽市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市及び小樽市との不要不急の往来を控える

■ 札幌市においては、市内全域の飲食店等について時短要請

※時短要請については、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、
10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の
状況等を踏まえて、解除を検討する。

地域を限定した要請

期間：令和3年2月16日（火）～令和3年2月28日（日）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

■ 感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内及び小樽市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市及び小樽市との不要不急の往来を控える

■ 営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請

- ・札幌市内における飲食店等を午後10時から翌午前5時まで利用しない

【事業者の皆様への要請】

■ 札幌市内の飲食店等について、営業時間の短縮（営業時間等は別紙1のとおり）

〔※時短要請について、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、

10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善がされた場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、解除を検討する。〕

札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

2月16日(火)～2月28日(日)

(今回新たにご協力いただく場合は遅くとも2月18日(木)から)

※時短要請について、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、解除を検討する。

区域

札幌市内全域

対象施設

○ 飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等

要請内容

○ 営業時間の短縮

→営業時間は「午前5時～午後10時」

○ 「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底

○ 要請にご協力いただいた事業者には、店舗ごとに支援金を支給

【 支援金額：1店舗1日あたり 2万円（最大26万円）】 ⑤

「転勤・入社・入学」の場面での 新北海道スタイルの提案

【別紙3】

【取組の考え方】

- ・3月～4月の人事異動や入社、入学に伴う人の移動による感染拡大を防止するため、関係機関と連携し、取組を推進

【取組の事例】

段階	従業員・学生	企業・学校等
転居～着任・入学まで	<ul style="list-style-type: none">・引越し時期の分散化・飲食でのリスク回避・検温	<ul style="list-style-type: none">・着任日の柔軟な対応・従業員の体調把握（など）
着任・入学後	<ul style="list-style-type: none">・飲食でのリスク回避・検温	<ul style="list-style-type: none">・不急の挨拶回りの自粛や後倒し・テレワークや時差出勤の奨励・入学式などの式典全体の時間短縮（など）

道の警戒ステージ運用の考え方

- これまでの国の動向や道内の感染状況の推移等を踏まえ、今後、道の警戒ステージについて、次のとおり運用する。
 - 原則として「新規報告数」が指標を上回った場合（下回った場合）に、「病床」又は「重症者用病床」の負荷の状況を踏まえ、ステージの移行を総合的に判断する。
 - 特定の地域や業態を対象とした強い施策を講じるに当たっては、次の状況を総合的に勘案して判断する。
 - ①当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
 - ②当該地域における感染の広がりが続いているか
 - ③医療提供体制等への負荷が高まっているか